

# 新宿区 UD まちづくり ニュースレター

Vol.

17

SUMMER

第17号  
2025.06

## UDスポット 新宿コズミックスペースポーツセンター

しんじゅくこずみつくすぽーつせんたー

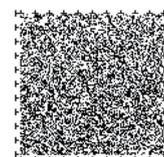
ユニバーサルデザイン

## UDとは？

年齢・性別・国籍・個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できるような生活環境その他の環境をつくり上げていく考えです。

新宿区には、多くの外国人をはじめ、様々な人々が生活しています。区では、移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまちを目指して、令和2年3月にUDまちづくり条例を制定しました。

このニュースレターでは、UDスポットの紹介や、新宿区の取組などをお伝えしていきます。



UD voice

新宿コスミックスポーツセンターは、プール、体育館、武道場、会議室などを備えた、主に団体利用向けの区立体育館として、平成4年に開館しました。現在では障害者、外国人、高齢者、学生、子育て世代など様々な方が利用しています。そんな多様な利用者に対応するため、近年ではユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、新しい設備を追加したり、スタッフの対応力を高めたりするなど、ハード・ソフトの両面から取組を進めています。

プールに入りやすい手すり

識別用スイミングキャップ



視覚障害者の方を識別して職員や周りの方がサポートできるようにキャップを貸出



白杖はプールサイドまで持ち込み可能

写真提供：新宿コスミックスポーツセンター

身障者用更衣室



障害の特性に合わせ床が上がっている洗い場と着替えスペース



さまざまな入浴や更衣に合わせた環境を用意

入口から段差無くアクセスできるシャワースペース



誰もが安心して楽しめるプール

施設内地下1階のプールでは、障害の有無にかかわらず誰もが安全・安心にプールを利用できるよう、ハード・ソフト両面の取組を実施しています。

Good UDポイント



個人の車いすから乗り換えてプールサイドまで移動するための車いす

立ち上がりやすい取っ手があり高さ調節もできる浴室いす

管理運営スタッフコメント

身障者用更衣室は、プールの受付でお声がけいただくことで利用できます。介助が必要な方、男女別の更衣室の利用が難しい方などにもご利用いただいています。

プールサイドでご使用いただける車いすの貸出や、視覚障害のある方に識別用スイミングキャップの貸出を行っており、どなたでも安全・快適にプールをご利用いただけるよう工夫しています。

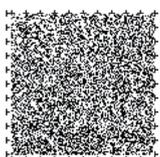
また、毎週火・木曜日には様々な障害のある方が気軽にプールで運動し、体力・健康づくりにつなげていただくことを目的とし、「障がい者スポーツデー」を実施しています。

Good UDポイント

ぱっと見てわかる表示

施設内の表示や案内にはピクトグラムや複数の言語が用いられており、外国人や活字が苦手な方でも直感的に情報を得ることができます。

設備や部屋の用途を表したピクトグラム



Uni-Voice



多言語表記



車椅子利用者用便房のピクトグラム

ピクトグラムを用いた入口のご利用案内



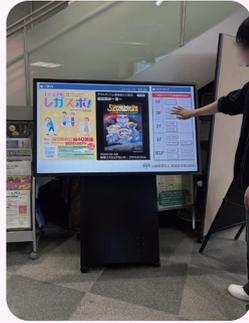
わかりやすいイラストと文字でプールの水深を表したパネル



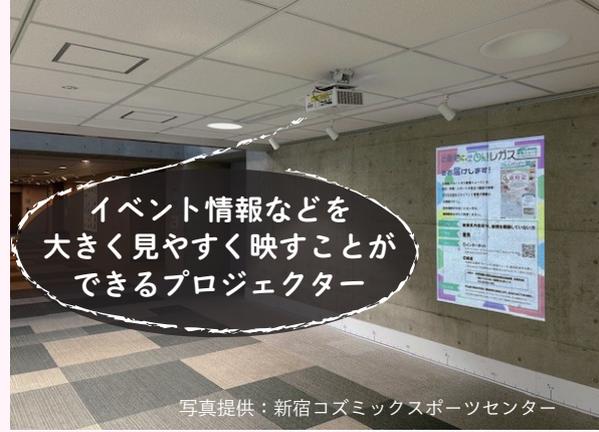
目的地の場所や詳細がわかる  
タッチパネル形式の  
デジタルサイネージ

様々なコンテンツ  
に対応した  
デジタルサイネージ

- コンテンツ例
- ・施設のイベント情報
  - ・災害関連の情報
  - ・天気予報



車いすの方も  
利用できる高さ



イベント情報などを  
大きく見やすく映すことが  
できるプロジェクター

写真提供：新宿コズミックスポーツセンター



### 新たな設備の積極的な導入

より多くの利用者にとって快適な施設となるよう、設備更新の際にデジタル技術の活用や、ユニバーサルデザインの設備の導入を積極的に行っています。



100以上の言語に  
対応している  
ホームページ

### 管理運営スタッフコメント

新宿コズミックスポーツセンターは、新しい建物ではないためハード面の設備が全て整っているというわけではありません。それでも多くの方にとって利用しやすい施設とするために、新たにユニバーサルデザイン設備を設置したり、様々なコンテンツを追加して利用者の要望に応えることができるデジタル面の設備を取り入れたりしています。

また、職員は積極的にサービス介助基礎研修を受けているほか、障害者スポーツ指導員の資格を取得した者もあり、利用者の皆様をおもてなしできるような心がけています。

充電式なので  
災害時にも  
利用可能！



低い位置に上段用の  
ボタンや手すりがある  
自動販売機



車いすに座ったまま  
利用できる冷水機

## 新宿区 UD まちづくり条例施設整備マニュアル コラムのご紹介

令和6年度に新宿区 UD まちづくり条例施設整備マニュアルを改定しました。改定に伴い、社会情勢の変化や、事前協議届出処理における対応事例等を踏まえ、コラムを追加しています。ここでは、追加したコラムを抜粋してご紹介します。

### 合理的な配慮について

- ・「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある方々への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある方々から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。
- ・令和3年に改正された「障害者差別解消法」では、店舗や飲食店等の事業者による障害のある方々への「合理的配慮の提供」が義務化されました。
- ・建築の計画などにおける環境の整備が、合理的な配慮の提供に大きな役割を担っています。
- ・車椅子使用者、聴覚障害、視覚障害の方々以外にも様々な障害者がいます。環境整備で対応できない障害者もいるため、合理的な配慮が必要となります。

出典：リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました」-内閣府  
[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai\\_leaflet-r05.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html)  
 政府広報オンライン（内閣府大臣官房政府広報室）  
<https://www.gov-online.go.jp/article/202402/entry-5611.html>

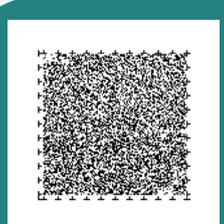
### ○合理的配慮の具体例（物理的環境への配慮の場合）



飲食店で障害のある人から「車椅子のまま着席したい」との申出があった。



机に備え付けの椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保した。



Uni-Voice

※合理的配慮の内容は個別場面に依りて異なるものになりますので、上記の例は、あらゆる事業者が必ずしも実施するものではないこと、また例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意しましょう。



## だれもが アクセスできる住宅 「ライフタイム・ホームズ」



東京大学大学院  
経済学研究科・特任研究員  
(新宿区ユニバーサルデザイン)  
まちづくり相談員  
丹羽太一さん



ライフタイム・ホームズの  
テラスハウス

イギリスのアクセシブルな住宅設計基準「LIFETIME HOMES (ライフタイム・ホームズ)」は、80年代にイギリスで、高齢者・障害者の施設ケアから在宅ケアへのシフトを目指したケアマネジメントシステムの導入による、福祉の行政改革であるコミュニケーション・ケア改革を背景とする時代に生まれました。

ライフタイム・ホームズは、住宅が車いすでもアクセス可能で、車いすでの訪問者も受け入れることができ、できるだけ簡単な調整だけで車いすでも住むことができるように考えられた、16項目からなる住宅設計の具体的なガイドラインです。車いすでも移動できる十分な広さと最低限の設備があつて、さらに必要になつたときに調整できる可変な設備を予め準備し、健康者の入居時点では不必要なものはあとから設けられるようにしておきます。歳を取って身体に無理が利かなくなつた時はもちろん、家族の誰かが脚の骨を折つたり、重病を患つたり、あるいは子連れで重い買い物袋を抱えているときやベビーカーを押しているときなどでもアクセスしやすいなど、一般的な住宅にも便利と思われる設計基準になつ

ています。住宅を、車いす使用者か健康者かで分けて考えるのではなく、同じ住宅にだれが入つても住めるようにするための指針です。

しかし、車いすで生活できる住宅が地域にひとつふたつあるだけでは意味がありません。住宅周辺の地域全体がアクセシブルで、車いすでも近隣と交流できることが重要です。地域のアクセシビリティを確保し、高齢者・障害者の地域での自立だけでなく、だれも地域で孤立させないために、地域全体の住宅をこういった視点で考えることも必要です。

イギリスでは、ライフタイム・ホームズの考え方が浸透してきて、同様の基準が法的な建築規制の推奨基準になつています。ロンドンでは、新築住宅は100パーセントがライフタイム・ホームズ(うち10パーセントが初めから車いすで住める住宅)として建てるのが義務として定められています。そのため、住宅や地域のアクセスを確実にするための専門アドバイザーである、アクセス・コンサルタントというプロフェッションもあります。

新聞記事によると、中野区は、「3階以上

で部屋数が12以上の集合住宅を建てる事業者に対し、2割の部屋に、玄関と廊下に80センチの幅を設け、玄関、便所、浴室、廊下には手すりを設けるか、将来的に設置できる構造を用意することを条例で義務づける」内容を「早ければ6月の区議会でも条例案を提出したい考え」のようです(※1)。また、新宿区も「区内で『大規模マンション』を建設する際、事業者は区との事前協議を義務づける方針を固め」、「住宅の『量』よりも『質』を重視する方針に転換する」そうです(※2、※3)。

現状では、ユニバーサルデザインが進んだマンションなどでも間取りを見ていると、日常生活に車いすが必要な場合に十分ではなく、特にトイレや浴室があと少し工夫してあれば使えるようになるのに、と思うことがほとんどです。ロンドンでは、ライフタイム・ホームズ基準の住宅が新たに建てられていますが、余裕がある間取りはだれにでも人気があるそうです。こうした住宅設計がもつと広くおこなわれるようになり、だれもが自分に必要な家をどこでも住みたいところに見つけられるようになる、インクルーシブなまちづくりの大切なコンセプトのひとつです。

※1 2025年5月7日 朝日新聞(朝刊)より

※2 2025年3月15日 朝日新聞(朝刊)より

※3 【新宿区からのお知らせ】現在の社会経済情勢や人々のライフスタイルの変化に対応した、快適でゆとりある住環境づくりや防災性が高く環境に配慮したまちづくりを推進するため、令和7年3月に「新宿区マンション等まちづくり方針」を策定しました。

